

Q 豪雨の浸水防止作業で協定時間超えたが、違法となりますか。

A 三六協定を超えて労働させた場合は、労働基準法第 32 条違反、休日労働の場合は第 35 条違反ということになります。

労働基準法第 33 条第 1 項では「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第 32 条から前条まで若しくは第 40 条の労働時間を延長し、又は第 35 条の休日に労働させることができる」と定めています。

したがって、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要のある場合で、行政官庁の許可を得た場合には、三六協定の限度を超える場合でも労働させることができることとなります。

非常災害の場合は、原則は行政官庁の許可を受けて労働させることができることとなりますが、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならないこととされています。

非常災害の場合は、18 歳未満の年少者の時間外労働、休日労働、深夜業の規制は適用されません。

ただし、妊産婦が時間外労働、休日労働を行わないことを請求したときは、時間外労働、休日労働を行わせることはできません(労働基準法第 66 条第 2 項)し、深夜業を行わせることもできません(同条第 3 項)。